

理窓会会則 新旧対照表

定年規定等の見直しのため

改正案	現行
<p style="text-align: center;">平成25年6月23日 改正 平成26年6月22日 改正</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(構成) 第9条 同右</p> <p>(選任) 第10条 役員は、正会員の中から、次の方法により選任または選出する。 (1) 会長は、役員候補者推薦委員会が候補者を推薦し、代議員が投票により信任する (2) 副会長は、会長が指名し、代議員が<u>投票により承認</u>する (3) 常務委員は、正副会長が選任する (4) 代議員は、別途細則の定めにしたがって選出する (5) 監査委員は、代議員が<u>投票により選出</u>する役員候補者推薦委員会は、監査委員候補者を推薦できる 2 役員候補者推薦委員会および前項1号信任投票については、別途細則で定める。</p> <p>(任期) 第11条 役員は、それぞれ以下のとおりとする。 (1) 会長の任期は、<u>就任後4年</u>とする (2) 副会長および常務委員の任期は就任後2年とする (3) 代議員の任期は就任後4年とする (4) 監査委員の任期は就任後4年とする (5) 役員は、再任を妨げない。ただし、会長、副会長および監査委員の就任期間は8年を限度とする。 2 役員は、再任を妨げない。ただし、会長、副会長および監査委員の就任期間は8年を限度とする。 3 <u>役員は、再任を妨げない。ただし、会長、副会長および監査委員の就任期間は8年を限度とする。</u></p> <p>(解任) 第12条 同右</p> <p>(定年) 第13条 役員は、<u>就任時満75歳まで</u>とする。ただし、役員は、代議員総会が必要と認めた場合、定年を延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜第14条から第17条 省略＞</p>	<p style="text-align: center;">平成25年6月23日 改正</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(構成) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 常務委員 若干名 (4) 代議員 250名未満 (5) 監査委員 2名</p> <p>(選任) 第10条 役員は、正会員の中から、次の方法により選任または選出する。 (1) 会長は、役員候補者推薦委員会が候補者を推薦し、代議員が投票により信任する (2) 副会長は、会長が指名し、代議員が承認する (3) 常務委員は、正副会長が選任する (4) 代議員は、別途細則の定めにしたがって選出する (5) 監査委員は、代議員<u>総会</u>で選任する役員候補者推薦委員会は、監査委員候補者を推薦することができる 2 役員候補者推薦委員会および前項1号の信任投票については、別途細則で定める。</p> <p>(任期) 第11条 役員は、それぞれ以下のとおりとする。 (1) 会長の任期は、<u>選出後初めての代議員総会の日から</u>4年とする (2) 副会長および常務委員の任期は就任後2年とする (3) 代議員の任期は就任後4年とする (4) 監査委員の任期は就任後4年とする (5) 役員は、再任を妨げない。ただし、会長、副会長および監査委員の就任期間は8年を限度とする。 2 役員は、再任を妨げない。ただし、会長、副会長および監査委員の就任期間は8年を限度とする。</p> <p>(解任) 第12条 役員が心身等の事由により職務の執行に耐えないとき、または役員としてふさわしくない行為があった時は、常務委員は正副会長会の議決によって、その他の役員は代議員総会の議決によって、解任することができる。</p> <p>(定年) 第13条 役員は、満75歳に達した後に<u>年度末を迎えたときは</u>退任する。ただし、役員は、代議員総会が必要と認めた場合、定年を延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜第14条から第17条 省略＞</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第4章 名誉会長、顧問および参与</p> <p>(名誉会長) 第18条</p> <p style="text-align: center;">同右</p> <p>(顧問) 第19条 本会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、会長および副会長に在任した者の中から、常務委員会で指名し、代議員総会で承認する。 3 顧問は、常務委員会および代議員総会に出席し、意見を述べることができる。 4 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。 5 顧問の任期は、特別の事情がある場合を除き、終身とする。 6 顧問は、本会の役員を兼ねることができない。</p> <p>(参与) 第20条</p> <p style="text-align: center;">同右</p> <p style="text-align: center;"><以下省略></p> <p>附則 この会則は、平成25年6月24日から施行する。 附則 この会則は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 名誉会長、顧問および参与</p> <p>(名誉会長) 第18条 本会に名誉会長1人を置くことができる。 2 名誉会長は、会長に在任した者の中から、常務委員会で推薦し、代議員総会が承認する。 3 名誉会長は、常務委員会および代議員総会に出席し、意見を述べることができる。 4 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。 5 名誉会長は、後任者に関する代議員総会の承認があった時に退任する。 6 名誉会長は、本会の役員を兼ねることができない。</p> <p>(顧問) 第19条 本会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、会長および副会長に在任した者の中から、常務委員会で指名し、代議員総会で承認する。 3 顧問は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。 4 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。 5 顧問の任期は、特別の事情がある場合を除き、終身とする。 6 顧問は、本会の役員を兼ねることができない。</p> <p>(参与) 第20条 本会に参与を置くことができる。 2 参与は、特に本会の発展に功労があったと認められる者の中から、常務委員会が指名する。 3 参与は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。 4 参与の任期は、特別の事情がある場合を除き、終身とする。 5 参与は、本会の役員を兼ねることができない。</p> <p style="text-align: center;"><以下省略></p> <p>附則 この会則は、平成25年6月24日から施行する。</p>